

【はじめに】

■ 2015年という節目の年に

2015年は、第2次世界大戦終戦から70年の大きな節目である。戦争は障害者を生み出し、戦時下において障害のある人が筆舌に尽くしがたい環境下におかれてきたことを私たちは忘れてはならず、この事実を社会に発信し続けることが、障害分野にいる者としての責務でもあろう。

また日本は先進諸国の中でも、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含めて戦闘行為による障害者を、この70年間一人も生み出していないほとんど唯一の国であることを喜び、世界に誇りたい。

日本は20年前に阪神淡路大震災を、4年前には東日本大震災と、近年2度にわたる大災害に遭遇した。東日本大震災は甚大な被害をもたらした上に原発事故という人災までも引き起こし、これも収束の兆しさえみえていない状況である。それでもこれまでに培った経験をアジアや世界の同胞に伝え、支援していくことも私たちの大事な役割であろう。

大きな節目にあることを意識しながら、2014年度の活動を土台に、2015年の活動を展望していこう。

■ 障害者権利条約と憲法

2014年、障害者権利条約（以下、権利条約）を批准した日本は、障害を環境の障壁との関係で捉えること（社会モデル的視点）、「他の者との平等を基礎にして」という視点で日本の法制度を確立させること、そしてその考え方を広げながら、社会に権利条約を浸透させていくことに尽力していくべきであろう。

まずは障害のある人、家族が、関係者が、自らが有する権利に自覚的になり、権利条約がもつ力をどう生かすのかを考え合うことであろう。JDでは、権利条約批准を機にJDブックレットを創刊し、第1巻「私たち抜きに私たちのことを決めないで 障害者権利条約の軌跡と本質」（藤井克徳著、やどかり出版、2014年）を出版し、その普及に努めてきた。権利条約批准後の大事な仕事として、政府は2016年2月までに権利条約の履行状況を国連の障害者権利委員会に報告することが義務づけられている（権利条約35条）。そして、私たち市民社会は、政府報告書に対する報告（パラレルレポート）を国連に提出することもできる。この機会を政策改善等に生かすため、JDは2014年度に権利条約の報告書についての検討会を設け、加盟団体の意見を集め、実態の共有、権利条約の水準に近づけていくために必要な法制度のあり方などを検討する取り組みを開始した。加盟団体とともに、放置してはならない重大な問題や制度の谷間におかれている問題などを明らかにし、JDFを中心に作成するパラレルレポートに反映させていく。

権利条約の力を生かす取り組みは今後も多様に繰り広げられていくであろう。

2014年で特筆すべきことは、精神科病院の「社会的入院」の問題である。この国で作りすぎてしまった精神科病棟を暮らしの場に転換しようという、明らかな権利条約違反の動きを看過できないと、さまざまな形で問題提起を行ってきた。JDブックレット2「病棟から出て地域で暮らしたい」（藤井克徳、長谷川利夫、増田一世著、やどかり出版、2014年）の出版などでも広く伝えていった。

また、本年は、警察官の取り押さえによって死亡した佐賀の安永健太さん（知的障害のある青年）事件の福岡高等裁判所での判決も出されることになっている。公務員である警察官が、障害のある人への理解が皆無に等しかったという事実が明らかになった。無知が免罪符になるのか、権利条約批准国として司法の場での判断が期待される。

権利条約の理解を社会の隅々に広げていく1つの方策として、「えほん 障害者権利条約」（ふじいかつのもり作、里圭絵、汐文社、2015年）が出版された。子どもから高齢者まで世代を越えて人の心を揺さぶる「絵本」の力を生かす出版であり、全国津々浦々の学校や地域の図書館などを通じて伝えられていくことが、期待される。

そして、権利条約の前文と50条を自分たちの血肉としていこうと考える時に、改めて、日本国憲法の重

要性にも気づく。例えば、権利条約 28 条（相当な生活水準及び社会的な保障）は憲法 25 条（健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）と合致するし、憲法 98 条には、締結した条約の誠実な遵守が明記されている。

日本は今、憲法改正への歩みを進め、他国で戦争ができる国に変えようとの動きが露骨になってきているようである。特定秘密保護法の制定（2013 年）しかり、閣議決定での集団的自衛権行使容認の解釈変更（2014 年）しかりである。権利条約を大切にし、障害のある人が安心して暮らせることの大前提は、平和である。平和憲法として世界的に評価され尊敬されている優れた日本国憲法により自覚的になっていきたい。

■ 社会保障の後退に対峙する

民主党政権下の 2012 年 2 月に社会保障と税一体改革大綱が閣議決定され、同年 8 月に社会保障制度改革推進法が制定された。そして、再度の政権交代後の 2013 年 8 月には社会保障制度国民会議報告書、12 月には「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）」、その後、生活保護法改正、生活困窮者自立支援法が制定され、同時に 2013 年 8 月から生活保護基準の大幅な切り下げが始まった。2014 年には「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が制定されるなど、急速に社会保障に関する法の改正や制定が進められていった。さらに今、2015 年通常国会では、社会福祉法や医療制度に関する法改正などが目白押しである。4 月 27 日には財務省主計局より、社会保障制度改革の基本的な考え方、医療・介護に関する制度改革・効率化の具体案が示され、障害分野にも言及している。これら社会保障制度後退の動きに共通するのは、公的責任の後退、自己責任論の強化、自助・共助の強調であり、制度の持続可能性を方便に社会保障費を押さえ込もうという考えである。

障害分野では、障害者総合支援法の見直しが急ピッチで進められることが明らかになってきた。国は障害者自立支援法の廃止を約束したにもかかわらず、結局、自立支援法の一部手直しである障害者総合支援法を制定したが、これはどのように見直されるのか。障がい者制度改革推進会議がめざした障害者総合福祉法に近づくのか、遠のいてしまうのか、重要な局面を迎えつつある。4 月 28 日の社会保障審議会障害者部会で示されたスケジュールでは、関係団体ヒアリングや個別論点の議論を経て、11 月～12 月を目途にとりまとめるようである。見直しを急進させる背景には、前述の社会保障制度の後退や社会保障費全体の抑制があることは明白で楽観視できないが、大切なことは、権利条約を物差しとして行動していくことである。そのためには障害分野を越えて高齢、女性、子ども、貧困など近接領域で活動している人たちとの連帯も重要になる。

■ 力を存分に発揮するためには

1980 年に国際障害者年日本推進協議会として出発した JD は 35 周年を迎えた。この間、1993 年に日本障害者協議会となり、2012 年に NPO 法人、2014 年には認定 NPO 法人に認定された。社会的な役割の大きさを認められたことを喜びつつ、日本障害フォーラム（JDF）の構成団体などともつながりを強めながら、多様な団体からなる JD の特長を生かして一構成団体としての役割を果たし続けていきたい。

今年度、JD は、役員改選期であり、新たな理事会態勢のもと、組織運営の安定にも力を注いでいく。加盟団体を増やし、多様な団体の経験と知恵を結集し、政策提言などに反映させていく。仲間を広げ、支える裾野を広げることは、権利条約を社会の隅々に広げることと直結するものである。賛助会員、「すべての人の社会」の購読者の拡大は、財政基盤確立のためには最も重要な要素であり、認定 NPO 法人に認められる寄附の税額控除の仕組みも最大限活用していきたい。

8 月 28 日には戦争と障害をテーマにしたサマースクールを開催する。JD 連続講座の定着とタイムリーな企画は、JD の理解者、支え手を増やすことにつながっていく。各地の障害者問題の学習会などでの講師派遣依頼も増えており、財源づくりにも結びつくこの事業を継続していきたい。

5 つの委員会が連携した取り組みもますます活発化させていく。JD が取り組む様々な事業が、障害のある人の実際の姿を社会に発信することと同時に、JD の活動を支えるという循環的な関係を生かした 1 年としていきたい。